

令和7年度
横浜市指定介護保険サービス事業者等
集団指導講習会資料

通所介護編



実際の事業所運営に当たっては、
「運営の手引き」を参照してください。

目 次

【通所介護編】

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 通所介護事業所等における宿泊サービスについて 令和4年11月16日通知（事務連絡）添付 | 1 |
| 2 | 高齢者向け福祉施設における防火・避難規定等の建築基準 法令に関する注意点について | 3 |
| 3 | 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業 | 6 |
| 4 | ノロウイルス食中毒について | 9 |
| 5 | ウェルシュ菌食中毒について | 11 |
| 6 | 食中毒が疑われる場合の対応について | 15 |
| 7 | 施設で給食を提供する場合の届出について | 16 |
| 8 | レジオネラ症発生防止対策 | 18 |

横浜市内 居宅介護支援事業所

通所介護事業所

地域密着型通所介護事業所

認知症対応型通所介護事業所

運営法人代表者様

管理者様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について

日頃から、本市の高齢者福祉施策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、通所介護事業所等における宿泊サービスの提供について、指針を定めておりますが、長期宿泊利用者が多くみられる事業所等、本来の宿泊サービスの提供の趣旨にそぐわないと思われるケースが依然見受けられます。

各施設・事業所におかれましては、改めて指針の確認や運営状況の点検を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策も含め、次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお、宿泊サービスの未届は、基準条例違反となりますので、必要に応じ次ページのサイトで届出の有無を確認し、未届であることが判明した場合は、下記リンクから届出方法を確認し、速やかに届け出てください。

1 指針

宿泊サービスを提供する場合における、事業の人員、設備及び運営に関する内容を定めていますので、下記リンクから改めて指針の内容をご確認ください。

2 運営状況点検書

このたび、当該指針に沿って運営状況点検書（宿泊サービス）を作成し、下記リンクに掲載しましたので、事業所の運営状況を点検するとともに、実施できていない項目は改善をしてください。

特に、長期宿泊利用者がおり、「1(1)宿泊サービスの提供」の項目が実施できていない場合は、居宅介護支援事業所と密接に連携を図り必要な代替サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特養・老健やG Hなどの高齢者施設への入所等）への変更等を行ってください。

3 新型コロナウイルス感染症対策

第7波において、宿泊サービスにおける集団感染が多数確認されましたが、再び新規感染者が増加傾向に転じており、今後の集団感染の発生が強く危惧される状況にあります。感染者が事業所で発生した場合に、感染拡大防止の観点から事業者の判断で宿泊サービスの休止等が速やかに行えるよう、利用者・家族等に事前に説明し了解を得るようにしてください。

＜宿泊サービスの運営に係る指針関連情報＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/kaigo.html#kyoutuu>

【参考】

＜宿泊サービス事業者一覧 検索サイト＞

https://living.rakuraku.or.jp/office_serch/office02/

＜基準条例＞

前項ただし書の場合（指定通所介護事業者等が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

（通所介護：居宅条例第93条第4項、密着通所：密着条例第60条の5第4項、認知通所：密着条例第64条第4項）

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課
Eメール：kf-shidoukansa@city.yokohama.jp

高齢者施設における防火・避難規定等の建築基準法令に関する注意点について

1 高齢者向け福祉施設における建築基準法令等の遵守について

建築基準法では不特定又は多数の方が使用、就寝等する用途の建築物を特殊建築物と定め、これらに適用する防火や避難に関する規定を強化しています。通所介護施設などの福祉施設についても、自力避難の困難な方が日常的に利用しており、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、これらの特殊建築物に該当します。

施設を管理される方におかれましては、人命を預かっているということをあらためて認識していただき、建築基準法令を遵守し、適切な管理をお願いします。

2 管理上の注意点について

(1) 建築基準法令への適合について

建築物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責務です（建築基準法第8条より）。建築基準法令により規定された建築物の防災チェックポイントを掲載いたしましたので、お目通しのうえ、適正な維持管理をお願いいたします。

また、建築物の新築、増築、用途変更等の際は、防火や避難に関する規定は現行の法令に適合させる必要があります、一部を除いて建築確認申請の手続きが必要となりますので、建築士などの専門家にご相談のうえ、適法な施設とするようお願いします。

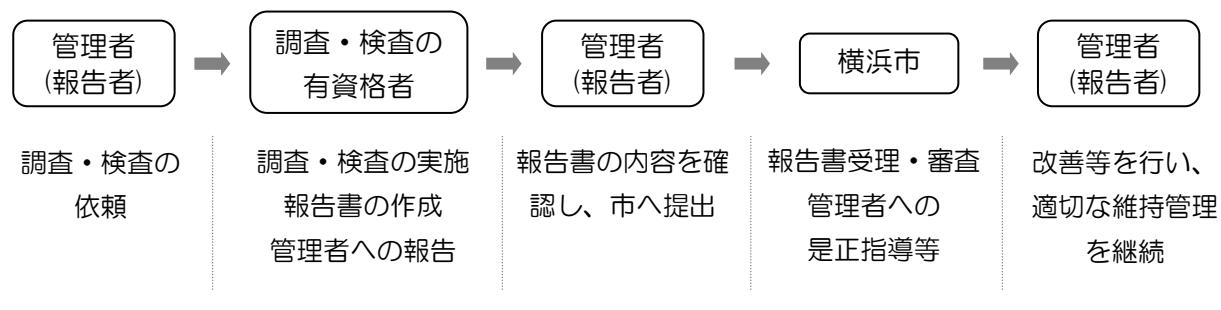
(2) 建築基準法に基づく定期報告について

① 定期報告制度の概要

横浜市では、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、一定の用途及び規模の建築物の所有者等は、定期的にその建築物の状態や建築設備について資格者に調査・検査をさせ、その結果を横浜市に報告するよう義務付けています。

（定期報告制度といいます。）

定期報告の一連の流れ



② 定期報告の対象建築物について

一定規模以上の入所者のための宿泊施設を有する老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院は、定期報告の対象建築物となります。

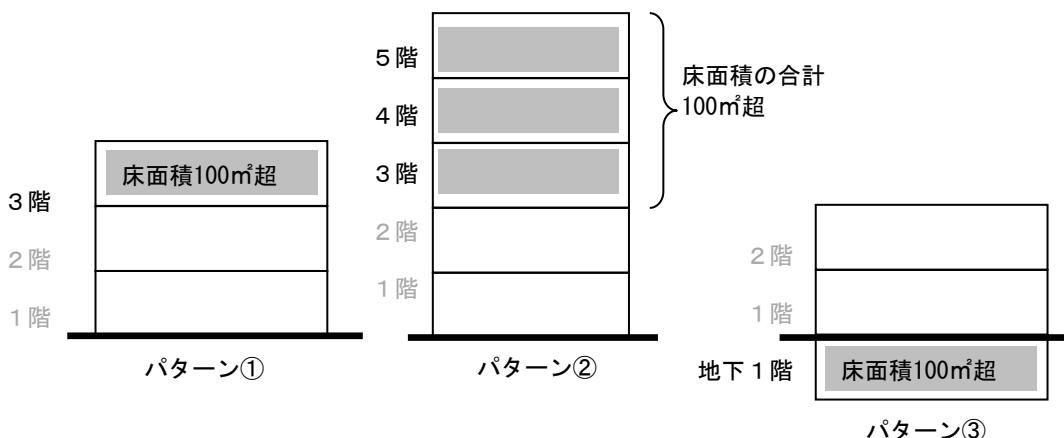
詳しい制度の内容については横浜市の「定期報告」ホームページをご覧いただき、対象建築物に該当する場合は、定期報告を行っていただきますようお願いします。

福祉施設等で定期報告の対象となる建築物

老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、病院の用途に供する部分が次のいずれかに該当する場合は、定期報告が必要となります。

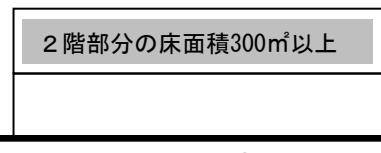
ア 床面積が100m²を超える部分が、3階以上又は地階にあるもの

(例)



イ 2階部分の床面積が300m²以上のもの

(例) 2階



【横浜市の「定期報告」ホームページ】

・横浜市 建築局 建築物昇降機等の定期報告

(URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/teikihoukoku/>)

横浜市 定期報告

検索

Click!

【問い合わせ先】

・建築確認申請の手続きに関する相談

建築局建築指導課指導担当 TEL : 045-671-4531 FAX : 045-681-2437

・建築基準法第12条に基づく定期報告に関する相談

建築局建築指導課建築安全担当 TEL : 045-671-4539 FAX : 045-681-2434

■建築物の防災チェックポイント一覧

建物を常時適法な状態に保つことは、所有者、管理者又は占有者の責任です（建築基準法第8条）。以下のチェックポイントを活用して、建築物の適切な管理にお役立てください。

| 箇所 | チェックポイント | 解説 |
|------------------------|---|---|
| 非常用の 照明装置 | <input type="checkbox"/> 主電源を落したり、ひもを引いたりして照明が点灯しますか。バッテリーや電球切れで点灯しない場合があります。必要に応じ点検し交換しましょう。 | 停電になった際に点灯し、避難路を照らすために設置されている設備です。 消防法に基づく緑色の誘導灯（避難口を示すもの）とは異なります。 |
| 排煙窓 | <input type="checkbox"/> 排煙窓が円滑に開閉できますか。 開放装置（オペレーター・チェーン）や窓等が、家具や荷物で隠れていますか。 <input type="checkbox"/> 開放方法は予め確認しておきましょう。 | 火災時に最も恐いのは煙やガスです。 排煙窓や排煙設備等は、火災で発生した煙やガスの建物内での拡散を防ぎ、速やかに屋外へ排出するため、重要な設備となります。 |
| 内装制限 | <input type="checkbox"/> 火気を使用する居室等（※1）で内装材料が、木質など燃えやすいものになっていますか。 ※1 煙を逃がす窓等が設けられていない部屋や、3階以上にある部屋、調理室やボイラー室等の火気を使用する部屋 | 火災の拡大を防ぎ、避難と消防活動を促進するため、壁や天井等の内装仕上げを燃えやすいもの等にする必要があります。 内装工事の際は建築士等の専門家に相談しましょう。 |
| 階段の 防火扉 | <input type="checkbox"/> 防火扉を開閉するうえで障害となる物が置かれていますか。 <input type="checkbox"/> 防火扉が自動的に閉まるよう、ドアクローザが機能していますか。 <input type="checkbox"/> 防火扉をひも等で固定していますか。 | 階段に面する扉は、避難するための階段を炎や煙から守ると共に、上階への煙の拡散を防ぐ重要な役割があります。 |
| 敷地内通路 や廊下等の 避難経路 | <input type="checkbox"/> 緊急時の避難経路に避難の障害となる物を置いていませんか。 避難経路は屋外の道路まで確保しましょう。 | 火災時の避難には、廊下、通路の確保が大切です。法律上、原則として2方向の避難経路が必要となります。 |
| 階段 | <input type="checkbox"/> 避難の障害となる物を置いていませんか。 <input type="checkbox"/> 火災の原因となる物を置いていませんか。 | 階段は、非常時に避難経路となります。 普段使用していない階段も、安全な避難のために維持管理が必要です。 |
| 外壁の 開口部等 | <input type="checkbox"/> RC造、鉄骨造等の建物の場合、窓、換気扇等に網入ガラス、防火ダンパー（※2）等の防火設備が設置されていますか。 ※2 火災時に風道から煙が拡散しないよう風道を封鎖させる仕組みのこと | 他の建物等からの延焼防止のため、延焼の恐れのある部分（※3）にある窓や換気扇などには防火設備等を設けなければならない場合があります。 ※3 隣地境界線及び道路中心線から1階にあっては3m以内、2階以上の階にあっては5m以内の部分 |
| 非常用の 進入口 | <input type="checkbox"/> 道路側に面した窓（幅75cm×高さ1.2m以上の大さきの進入口に代わるもの）などが開きますか。 <input type="checkbox"/> 家具、荷物、広告板等の障害物はありませんか。 | 3階建以上の建物には、火災時に消防隊が進入し消火・救助活動を可能にするため、道路等に面して非常用の進入口等を設置することが必要となります。 |

1 サービス・活動事業の実施状況

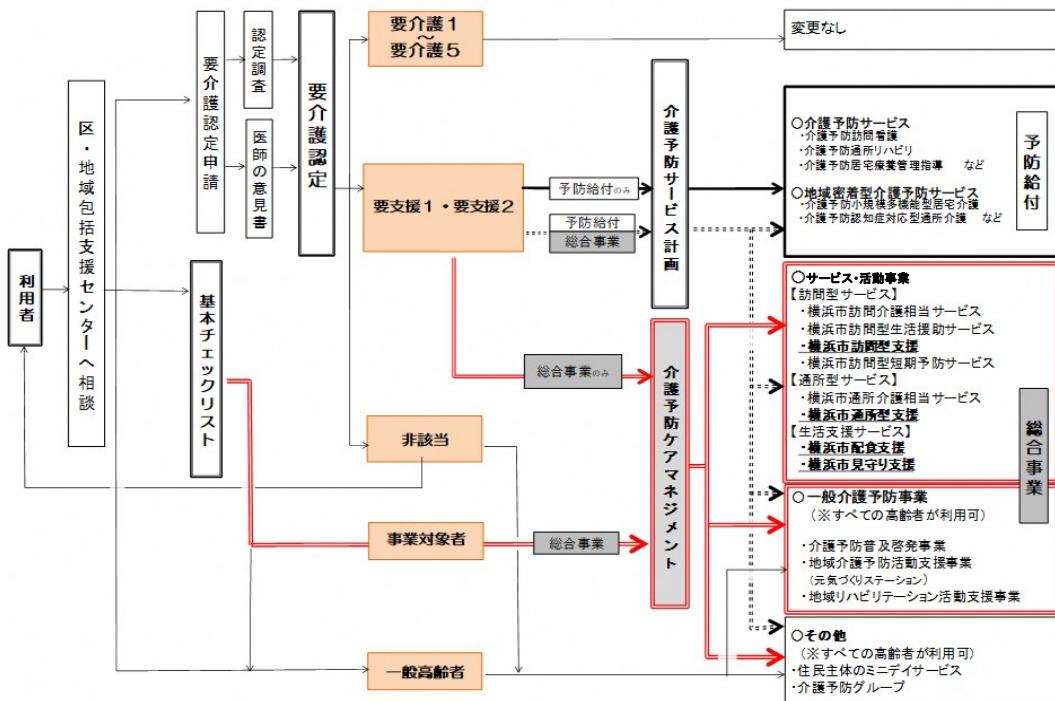
横浜市の「サービス・活動事業」（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業）についての実施状況は、次のとおりです。

※地域支援事業実施要綱の一部改正により、令和7年4月1日から「横浜市介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業」に名称変更しております。

【実施状況一覧】

| 『総合事業の構成例』における類型 | | 横浜市のサービス名称 | 本市での実施時期 | 本市での考え方 |
|------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------|---|
| 訪問型 サービス | ①訪問介護 (旧介護予防訪問介護に相当するサービス) | 横浜市訪問介護 相当サービス | 平成28年1月開始 | 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。 |
| | ②訪問型サービス・活動A (緩和した基準によるサービス) | 横浜市訪問型生活援助 サービス | 平成28年10月開始 | 介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるようにします。 これにより、介護人材のすそ野を広げます。 |
| | ③訪問型サービス・活動B (住民主体による支援) | サービス・活動B等補助 事業 (横浜市訪問型支援) | 平成29年10月開始 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問して提供する生活援助等の支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 |
| | ④訪問型サービス・活動C (短期集中予防サービス) | 横浜市訪問型短期予防 サービス | 平成28年1月開始 | 早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健・医療の専門職が3~6か月の短期間で集中的に実施するサービスです。 区福祉保健センターの看護師、保健師が直當で実施し、本人の状態像にあった適切な支援及び地域資源へのつなぎを行うことで、社会参加、要支援状態からの自立の促進及び重度化予防を目指します。 |
| 通所型 サービス | ①通所介護 (旧介護予防通所介護に相当するサービス) | 横浜市通所介護 相当サービス | 平成28年1月開始 | 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。 |
| | ②通所型サービス・活動B (住民主体による支援) | サービス・活動B等補助 事業 (横浜市通所型支援) | 平成29年10月開始 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中心とした利用者に対して、定期的に高齢者向けの介護予防に資するプログラムを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 |
| その他生活支援 サービス | ①栄養改善を目的とした配食 | サービス・活動B等補助 事業 (横浜市配食支援) | 平成29年10月開始 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 |
| | ②住民ボランティア等が行う見守り | サービス・活動B等補助 事業 (横浜市見守り支援) | 平成29年10月開始 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供する支援。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 |

2 利用手続



3 介護予防ケアマネジメント

本市が実施する介護予防ケアマネジメントの類型は、以下のとおりです。

(1) ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)

指定事業者によるサービス・活動及び横浜市訪問型短期予防サービスを利用する場合等に実施

(2) ケアマネジメントC (初回のみの介護予防ケアマネジメント)

サービス・活動B等補助事業（サービス・活動B・その他生活支援サービス）及び一般介護予防事業・インフォーマルサービス等を利用する場合等に実施

4 横浜市訪問型生活援助サービス（サービス・活動A）

横浜市訪問型生活援助サービス（サービス・活動A）は、多様な主体による重層的なサービス・活動提供を目的として、従前の介護予防訪問介護よりも人員の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に、生活援助を行えるようにしたものです。事業の趣旨をご理解いただき、積極的な活用をお願いします。

従業者

訪問介護員等に加えて、横浜市が作成した標準テキストを使用して事業者が実施する研修を修了した者（一定の研修修了者）又は介護に関する入門的研修の修了者（入門的研修修了者）となります。

<人員の基準（抜粋）>

| | 訪問介護、 訪問介護相当サービス | 訪問型生活援助サービス (サービス・活動A) |
|----------------|---|---|
| 従業者の員数 | 常勤換算2.5以上 | 必要数 |
| 従業者の主な資格 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 ・一定の研修修了者 ・入門的研修修了者 |

※横浜市訪問型生活援助サービス標準テキストは、以下のURLに掲載しています。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>介護予防・生活支援サービス事業>横浜市訪問型生活援助サービス
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicejigyou/service-a.html>

※その他、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報は、以下のURLに掲載していますので、ご確認ください。

◆横浜市ホームページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/>



ノロウイルスに感染しても、おう吐や下痢を発症しない場合があります。

このような状態を不顕性感染といいます。

平成28年に国内で発生したノロウイルス食中毒の原因のうち約5割は不顕性感染です。

不顕性感染でも、感染者の粪便には多くのノロウイルスが含まれていますので、気づかぬうちに感染を拡大させてしまいます。
(ウイルスの排出は1か月程度続くことも!!)



患者は1,200人以上!
不顕性感染による
大規模ノロウイルス食中毒

平成26年、静岡県内の多くの小学校で、給食のパンによるノロウイルス食中毒が発生しました。この事件は、発症していない従事者が異物等の確認をする時に、手洗いが不十分であったことなどからパンを汚染してしまったことが原因と考えられています。

実践！！ノロウイルス食中毒対策

従事者の健康管理

- おう吐・下痢などの症状がある人は、食品を取り扱う作業には従事しないようにしましょう。
- **家族におう吐・下痢などの症状がある場合は、自分に症状が無くてもノロウイルスに感染している可能性があります。**
- 流行期では、ノロウイルス感染を意識した健康管理が大切です。

加熱・消毒

- ノロウイルスの感染力を失くすため、二枚貝などは中心部を85~90°Cで90秒以上加熱しましょう。
- 調理器具は十分洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウム(塩素系消毒剤)や加熱殺菌などで適切に消毒をしましょう。



持ち込まない

- トイレには、履物を替えて入り、作業着のまま入らないようにしましょう。トイレ後の手洗いは特に念入りに！



- トイレの清掃・消毒は次亜塩素酸ナトリウムなどを使用し適切に行いましょう。トイレは高率で汚染されています。清掃時に感染しないように手袋等の着用をしましょう。

拡げない・つけない

- 調理開始前や盛付けに移るときや、次の調理工程に入る前など適切な手洗いをしましょう。



- 生食用や、加熱済みの食品の取扱いは要注意！素手での取扱いはやめ、しっかり手洗いをした後、トングや箸、使い捨て手袋などを正しく使いましょう。



体調に異常がなくても日常からの手洗いが重要です！

食品衛生に関するご相談やお問合せは、施設のある区の福祉保健センター生活衛生課で受け付けています。

| 窓口 | 所在地 | 電話番号 | 窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------|----------|-----|--------------|----------|
| 鶴見区 | 鶴見区鶴見中央3-20-1 | 510-1842 | 金沢区 | 金沢区泥亀2-9-1 | 788-7871 |
| 神奈川区 | 神奈川区広台太田町3-8 | 411-7141 | 港北区 | 港北区大豆戸町26-1 | 540-2370 |
| 西区 | 西区中央1-5-10 | 320-8442 | 緑区 | 緑区寺山町118 | 930-2365 |
| 中区 | 中区日本大通35 | 224-8337 | 青葉区 | 青葉区市ケ尾町31-4 | 978-2463 |
| 南区 | 南区浦舟町2-33 | 341-1191 | 都筑区 | 都筑区茅ヶ崎中央32-1 | 948-2356 |
| 港南区 | 港南区港南4-2-10 | 847-8444 | 戸塚区 | 戸塚区戸塚町16-17 | 866-8474 |
| 保土ヶ谷区 | 保土ヶ谷区川辺町2-9 | 334-6361 | 栄区 | 栄区桂町303-19 | 894-6967 |
| 旭区 | 旭区鶴ヶ峰1-4-12 | 954-6166 | 泉区 | 泉区和泉中央北5-1-1 | 800-2451 |
| 磯子区 | 磯子区磯子3-5-1 | 750-2451 | 瀬谷区 | 瀬谷区二ツ橋町190 | 367-5751 |

発行:横浜市保健所 食品衛生課 TEL 045-671-2459 FAX 045-550-3587 令和6年10月



【鍋】ウェルシュ菌とは?



自然界に広く生息し
 肉や野菜にも
 付着しています



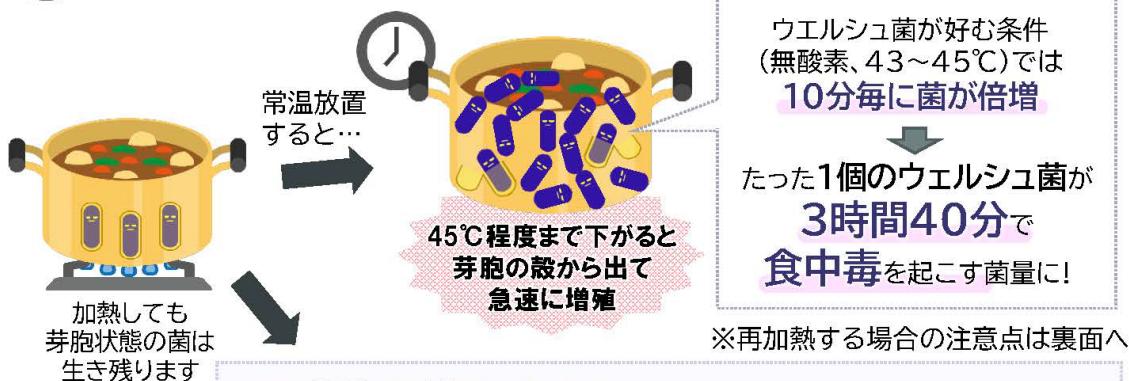
熱に強い芽胞という殻を作ると
 100°Cで加熱しても
 死にません



菌が増殖した食品を食べると
 下痢・腹痛・吐き気などの
 食中毒を引き起します

【】特に大量に調理・保存された食品での食中毒が多発

【鍋】ウェルシュ菌食中毒を防ぐには?



【】「菌を増やさない」ことが重要です!



■ ウエルシュ菌食中毒の発生状況

令和5年は全国で28件（患者1,097人）発生し、そのうち横浜市内では4件（患者362人）発生しました。

ウエルシュ菌食中毒は、原因食品として肉、魚、野菜を使用した煮込み料理や、煮物を使用した弁当などが多く報告されています。また、カレーやシチュー、スープなどのように、大量に加熱調理され、大釜などのまま室温で放冷される食品でも発生しており、患者数が多くなる傾向があります。

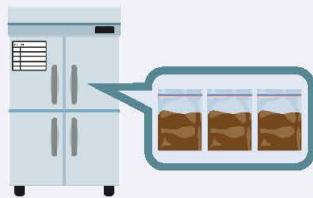
■ ウエルシュ菌食中毒予防のポイント

基本の対策

- ☑ 調理後、速やかに提供する



- ☑ すぐに提供しない場合は
小分けして放冷、急速冷却
長時間の常温放冷はしない



再加熱する場合

- ☑ よく混ぜて中心部まで
しっかり加熱

ウエルシュ菌は
酸素が嫌い



- ☑ 再加熱時も中心温度を測定



スチームコンベクションオーブン
による再加熱時の加熱ムラが
食中毒の原因となった事例あり！
使用する場合は複数箇所で
中心温度の測定を！

食品衛生に関するご相談やお問い合わせは、営業を行う区の福祉保健センター生活衛生課で受け付けています。

| 窓口 | 所在地 | 電話番号 | 窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------|----------|-----|--------------|----------|
| 鶴見区 | 鶴見区鶴見中央3-20-1 | 510-1842 | 金沢区 | 金沢区泥亀2-9-1 | 788-7871 |
| 神奈川区 | 神奈川区広台太田町3-8 | 411-7141 | 港北区 | 港北区大豆戸町26-1 | 540-2370 |
| 西区 | 西区中央1-5-10 | 320-8442 | 緑区 | 緑区寺山町118 | 930-2365 |
| 中区 | 中区日本大通35 | 224-8337 | 青葉区 | 青葉区市ヶ尾町31-4 | 978-2463 |
| 南区 | 南区浦舟町2-33 | 341-1191 | 都筑区 | 都筑区茅ヶ崎中央32-1 | 948-2356 |
| 港南区 | 港南区港南4-2-10 | 847-8444 | 戸塚区 | 戸塚区戸塚町16-17 | 866-8474 |
| 保土ヶ谷区 | 保土ヶ谷区川辺町2-9 | 334-6361 | 栄区 | 栄区桂町303-19 | 894-6967 |
| 旭区 | 旭区鶴ヶ峰1-4-12 | 954-6166 | 泉区 | 泉区和泉中央北5-1-1 | 800-2451 |
| 磯子区 | 磯子区磯子3-5-1 | 750-2451 | 瀬谷区 | 瀬谷区ニツ橋町190 | 367-5751 |

発行 横浜市医療局食品衛生課

TEL : 045-671-2459 FAX:045-550-3587 令和6年8月

保温設備の温度ムラで食中毒が発生！？

-適切な温度管理でウエルシュ菌食中毒を予防しましょう-

ウエルシュ菌食中毒は加熱不足や長時間の常温放置等だけでなく、
保温設備の温度ムラによっても発生しています。

衛生管理計画や手順書のルールを守り、適切な温度管理を行いましょう！

実際の施設で使用している保温設備で温度ムラが確認されました

市内大量調理施設における保温設備の温度測定結果（設定温度：65°C）

| 時間 (分) | 上段 (65°C) 温度 (°C) | 下段 (25°C) 温度 (°C) |
|--------|-------------------|-------------------|
| 10 | 65 | 50 |
| 20 | 65 | 50 |
| 30 | 65 | 50 |
| 40 | 65 | 50 |
| 50 | 65 | 50 |

温度ムラが発生すると何が起きるか
煮物を使用した検証を行いました

[検証結果は裏面へ](#)

適切な温度管理を行うための2つのポイント

① 設備の特性を理解した上で使用しましょう

温度ムラ（上段と下段、手前と奥の温度差など）を把握する
電源を入れてから庫内が設定温度に達するまでの時間を把握する

▶ **ウエルシュ菌が増殖する温度帯に食品を置く時間を短くしましょう**

② 衛生管理計画や手順書のルールを順守できているか確認しましょう

提供直前の食品の中心温度を測定する
保管開始から提供までの時間を確認する

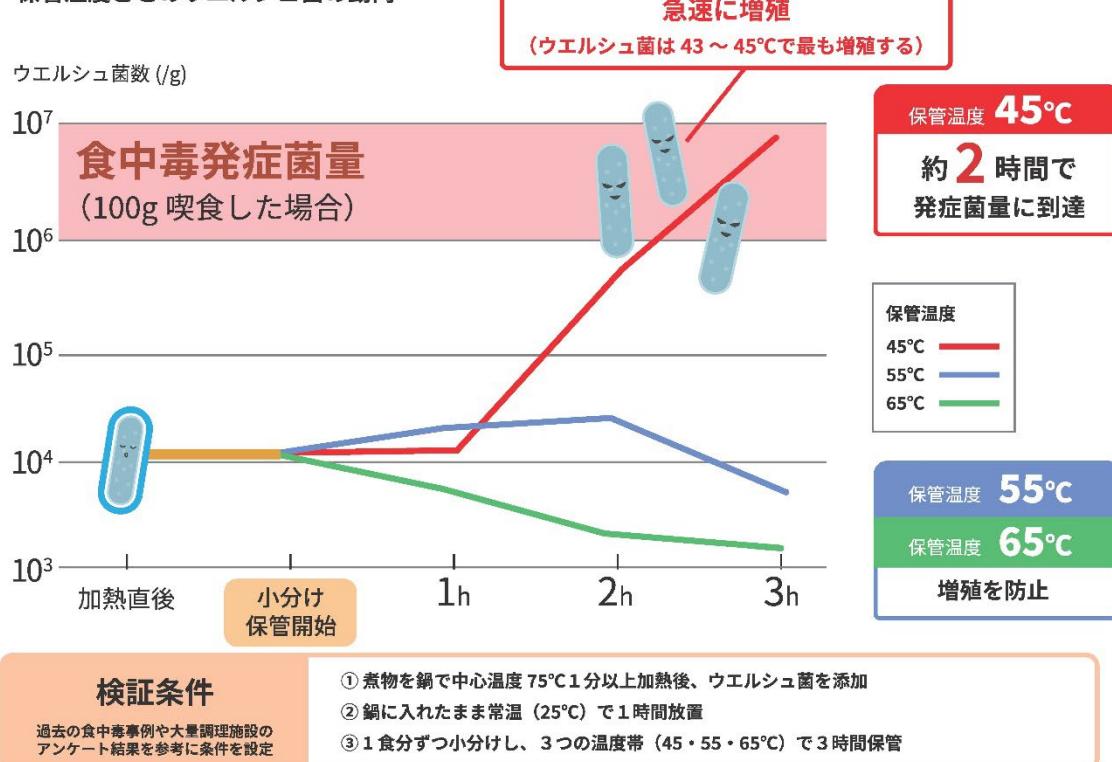
▶ **必要に応じて運用方法を見直し、ルールに沿った温度管理を行いましょう**

検証

保温設備で温度ムラが発生すると何が起きる？



保管温度ごとのウエルシュ菌の動向



ウエルシュ菌食中毒を予防するためには

- ▶ 適切な温度管理で菌を増やさない
- ▶ 保温設備を使用するときは温度ムラを考慮する



ウエルシュ菌の増殖メカニズムや
検証内容を動画で詳しく確認！



横浜市公式
YouTube



食品衛生に関するお問い合わせは
施設がある区の福祉保健センターの
生活衛生課で受け付けています

横浜市ウェブページ



お問い合わせはこちら

発行

横浜市医療局 食品衛生課 令和7年3月

介護サービス利用者に食中毒を疑う症状が見られた場合は、通所者には速やかに医療機関の受診を促し、入居者には速やかに医療機関を受診させてください。また、事業所がある区の福祉保健センター生活衛生課に届出をしてください。

なお、食中毒の調査では、患者の発症前の食事内容や発症状況、受診状況に関する調査のほか、原因として疑われる食事の調理施設や同じ食事を食べた方を対象とした調査も行います。個人情報の提供や検便等をお願いする場合がありますので御協力をお願いします。

また、施設で調理した食事が原因として疑われる場合は、食事の調理提供の自粛をお願いすることができます。そのため、食中毒の発生時に備え、平時から代替食の確保の方法についても検討してください。

1 食中毒が疑われる場合の対応の流れ

(1) 患者の発生を探知

- ↓
- ・医療機関への受診を促す又は医療機関を受診させる

(2) 発生状況の把握

- ↓
- ・利用者及び職員の健康状態
- ・患者の受診状況（診断名、検査実施状況等）

(3) 事業所がある区の福祉保健センターへ届出（下記一覧参照）

- ↓
- ・患者の発生状況
- ・食事の提供内容

(4) 福祉保健センターによる調査への協力

- ・調理施設の立入調査、食品の採取、調理従事者や患者の検便等への協力
- ・食事の調理提供の自粛（必要に応じて）

2 届出先（各区福祉保健センター生活衛生課）

| 窓口 | 所在地 | 電話番号 | 窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------|----------|-----|--------------|----------|
| 鶴見区 | 鶴見区鶴見中央3-20-1 | 510-1842 | 金沢区 | 金沢区泥亀2-9-1 | 788-7871 |
| 神奈川区 | 神奈川区広台太田町3-8 | 411-7141 | 港北区 | 港北区大豆戸町26-1 | 540-2370 |
| 西区 | 西区中央1-5-10 | 320-8442 | 緑区 | 緑区寺山町118 | 930-2365 |
| 中区 | 中区日本大通35 | 224-8337 | 青葉区 | 青葉区市ヶ尾町31-4 | 978-2463 |
| 南区 | 南区浦舟町2-33 | 341-1191 | 都筑区 | 都筑区茅ヶ崎中央32-1 | 948-2356 |
| 港南区 | 港南区港南4-2-10 | 847-8444 | 戸塚区 | 戸塚区戸塚町16-17 | 866-8474 |
| 保土ヶ谷区 | 保土ヶ谷区川辺町2-9 | 334-6361 | 栄区 | 栄区桂町303-19 | 894-6967 |
| 旭区 | 旭区鶴ヶ峰1-4-12 | 954-6166 | 泉区 | 泉区和泉中央北5-1-1 | 800-2451 |
| 磯子区 | 磯子区磯子3-5-1 | 750-2451 | 瀬谷区 | 瀬谷区ニツ橋町190 | 367-5751 |

※ 夜間・休日の連絡先

横浜市保健所感染症・食中毒緊急通報ダイヤル 電話番号 664-7293

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/hokenjo/gyomu/kinkyu-daiyaru.html>

社会福祉施設等で入居者・利用者に給食を提供している施設のうち、営業以外の場合で、1回の提供食数が20食程度以上の施設については、食品衛生法に基づく届出制度の対象となります。

この届出制度は、食事提供の実態把握や食品衛生責任者の選任、HACCPに沿った衛生管理といった自主衛生管理を推進していくことを目的としています。

1回の提供食数が20食程度未満の小規模な施設は、届出対象外となります。本市では食中毒のリスクの高い高齢者等を対象とした社会福祉施設については、これまでと同様にノロウイルスや腸管出血性大腸菌、ウエルシュ菌等による食中毒の未然防止のための衛生管理の支援を行います。

【食品衛生法に基づく届出制度の取扱い】

1 食品衛生法に基づく届出の対象施設

1回の提供食数が20食程度以上の、営業以外の場合で継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設

- * 1回の提供食数が20食程度未満の施設は届出不要です。
- * 調理業務を外部へ委託している場合、受託事業者は営業許可の取得が必要です。
受託事業者が営業許可を受けた場合、施設側の届出は不要です。

2 届出手続きについて

区生活衛生課窓口での書面による届出又は国の食品衛生申請等システムにより届出を受け付けています。

(1) 窓口で届出を行う場合の必要書類など

ア 営業届（第14号様式）

イ 食品衛生責任者の資格を証明する書類（調理師・栄養士免許、養成講習会修了証などの原本又は写し）

ウ 施設の構造及び設備を示す図面（調理室の構造設備、従事者及び利用者の便所、手洗い設備、食事をとる場所の位置が確認できるもの）

エ 施設付近の見取り図（届出書記載の所在地では場所がわかりにくい場合のみ）

オ 水質検査結果の写し（水道事業等により供給される以外の水（井水等）を使用する場合のみ）

(2) 国の食品衛生申請等システムにより届出を行う場合の必要書類など

システム上にて、必要事項の入力（※）と、上記イからオまでのデータの添付を行い、届出を行います。（エ、オは必要な場合のみ）

※ 食品衛生責任者の情報を入力する際に、「受講した講習会、資格取得年月日等」欄に資格者番号も併せて入力してください。

（入力例）〇〇講習会、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（養成講習会受講の場合）

〇〇県、〇年〇月〇日取得、第〇〇号（栄養士等免許の場合）

《食品衛生申請等システム》（厚生労働省ウェブページ）

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



【HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理について】

1 対象

食品衛生法に基づく許可・届出の対象施設は、HACCPに沿った衛生管理に取り組む必要があります。

「HACCP」とは…

原材料の受入れから調理、提供までの各工程を管理することで食中毒や異物混入などの危害を防止する衛生管理の方法です。事故発生時には速やかな対応につながります。

2 具体的な対応について

(1) HACCPの導入

厚生労働省が公表している手引書に従い「衛生管理計画」を作成し、衛生管理の実施状況を毎日記録します。既に衛生管理のマニュアルを作成している場合は、既存のマニュアルと手引書を比較し、管理する項目に不足があれば追加しましょう。また、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施している場合は、同マニュアルがHACCPに基づき作成されていることから、新たな対応は生じません。

なお、1回の提供食数が20食程度未満の食品衛生法に基づく届出対象に該当しない施設であっても、手引書などを参考に自主的な衛生管理に努めましょう。

「手引書」について詳しくはこちらを御覧ください。

《HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書》

(厚生労働省ウェブページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html



(2) HACCPの運用

HACCPの導入後は、定期的に記録を振り返り、衛生管理計画を見直すことで、継続的に衛生レベルの向上を図りましょう。

【食品衛生責任者実務講習会について】

横浜市内の食品営業等施設に選任された食品衛生責任者の方は、年に1回「食品衛生責任者実務講習会」を受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めましょう。

横浜市保健所では、従来の集合型の実務講習会に加えて、食品関係団体と協力してeラーニングによる実務講習会も実施しています。業務の都合やご希望に合わせて、年に1回は受講するようにしましょう。



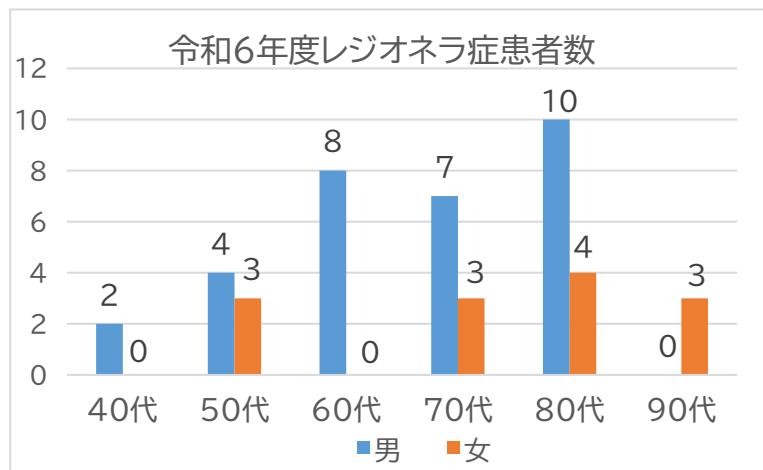
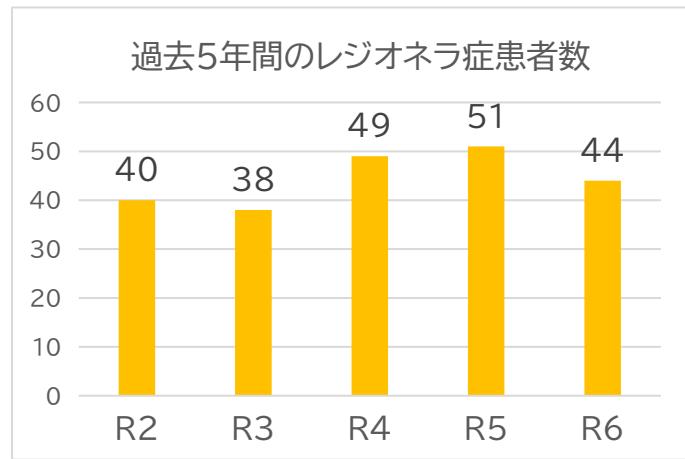
○ 相談・届出窓口（各区福祉保健センター生活衛生課）

仕入れた弁当をそのまま販売・提供する場合など、食品衛生法に基づく届出対象に該当しない場合もあります。「施設が届出の対象か」などの相談は事前に施設のある区の福祉保健センター生活衛生課へお問い合わせください。

また、HACCPに沿った衛生管理に関する御不明点もお問い合わせください。

| 窓口 | 所在地 | 電話番号 | 窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------|----------|-----|--------------|----------|
| 鶴見区 | 鶴見区鶴見中央3-20-1 | 510-1842 | 金沢区 | 金沢区泥亀2-9-1 | 788-7871 |
| 神奈川区 | 神奈川区広台太田町3-8 | 411-7141 | 港北区 | 港北区大豆戸町26-1 | 540-2370 |
| 西区 | 西区中央1-5-10 | 320-8442 | 緑区 | 緑区寺山町118 | 930-2365 |
| 中区 | 中区日本大通35 | 224-8337 | 青葉区 | 青葉区市ヶ尾町31-4 | 978-2463 |
| 南区 | 南区浦舟町2-33 | 341-1191 | 都筑区 | 都筑区茅ヶ崎中央32-1 | 948-2356 |
| 港南区 | 港南区港南4-2-10 | 847-8444 | 戸塚区 | 戸塚区戸塚町16-17 | 866-8474 |
| 保土ヶ谷区 | 保土ヶ谷区川辺町2-9 | 334-6361 | 栄区 | 栄区桂町303-19 | 894-6967 |
| 旭区 | 旭区鶴ヶ峰1-4-12 | 954-6166 | 泉区 | 泉区和泉中央北5-1-1 | 800-2451 |
| 磯子区 | 磯子区磯子3-5-1 | 750-2451 | 瀬谷区 | 瀬谷区二ツ橋町190 | 367-5751 |

1 横浜市でのレジオネラ症発生状況



2 レジオネラ症とは

(1)症状

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含む水しぶきを吸入することが原因で起こる感染症です。高熱や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ポンティック熱」に分けられます。一般的に高齢者や呼吸器疾患をお持ちの方などが感染しやすい傾向があります。レジオネラ肺炎の場合は急激に症状が悪化し、亡くなる場合もあります。

(2)感染経路

通常、ヒトからヒトへの感染はありませんが、浴場設備や給湯設備など、お湯が滞留する場所でレジオネラ属菌が増殖し、感染原因となることがあります。

国内では、家庭用のポータブル加湿器が原因となった事例や冷却塔を原因とした集団感染事例が発生しています。

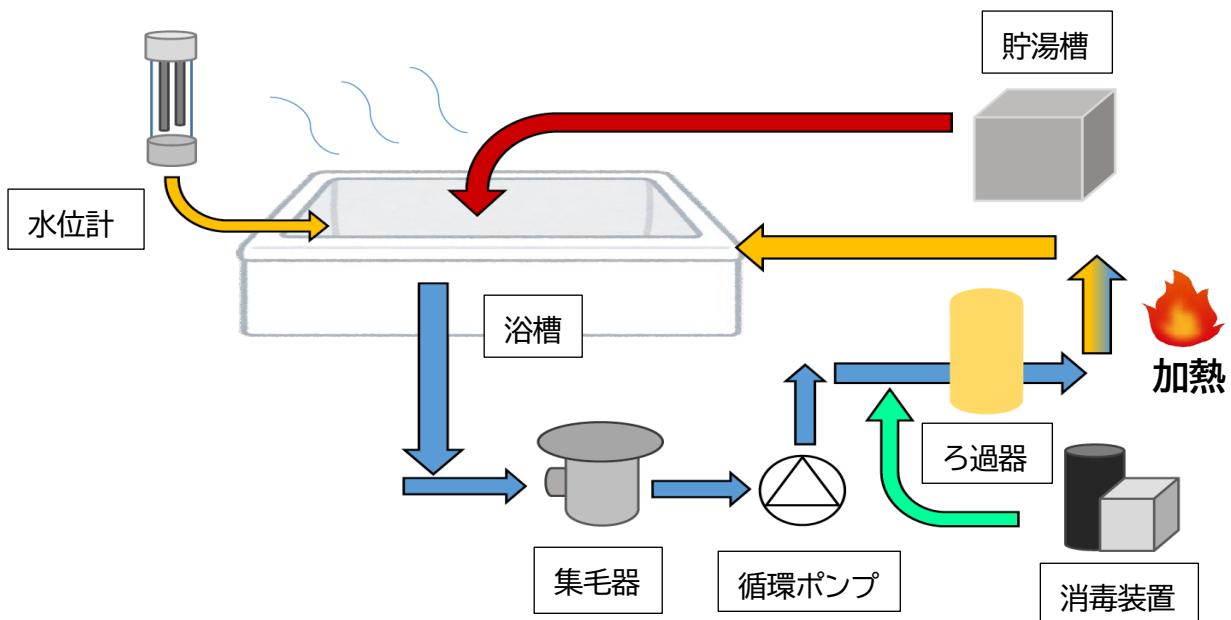
3 設備の管理について

レジオネラ症を防ぐためには、お風呂や加湿器などの日常的な清掃に加え、専門的な維持管理も必要です。「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」で定める管理方法は、以下の通りです。

また、これらの管理を実施した記録等を作成し、設備の適切な維持管理を行いましょう。

(1)循環式浴槽設備

浴槽の湯をろ過器を通して循環させることにより、浴槽内の湯を清浄に保つ浴槽設備や、加温のため循環させている浴槽設備が該当します

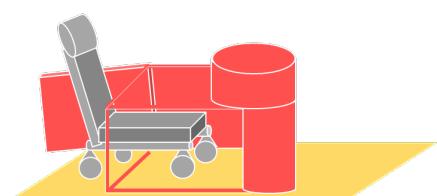


| 管理の内容 | 頻度 |
|--|--|
| レジオネラ属菌水質検査 | 年1回以上 |
| 浴槽の清掃・換水 | 毎日 ただし、ろ過器を使用している場合にあっては、 1週間に1回以上 |
| 原湯を貯留する貯湯槽の清掃及び消毒 | 年1回以上 |
| ろ過器及び循環配管の逆洗浄等の清掃及び消毒 | 週1回以上 |
| 水位計配管の消毒 | 週1回以上 |
| 気泡発生装置、連通管、循環吸込口、排水口などの 湯が滞留する箇所の清掃 | 定期的 |
| 集毛器の清掃及び消毒 | 毎日 |
| 浴槽水の塩素測定 | 頻繁に測定し、 遊離残留塩素濃度は0.4~1.0mg/L、 結合残留塩素(モノクロラミン)濃度は 3.0mg/L 以上であるように保つこと |

(2)機械浴槽(特別浴槽)

機械浴槽は複雑な構造であることが多く、清掃が不十分になりやすいです。

| 管理の内容 |
|---|
| 機械浴槽の製造者が作成する機器取扱説明書を基本に、設置者と製造者が連携して、機械浴槽ごとに具体的な維持管理手順書を策定する |
| 1年に1回以上、浴槽水のレジオネラ属菌水質検査を実施する(※循環式のみ) |



●シャワーヘッド



管理のポイント

定期的に通水し、お湯が溜まらないようにする

スポンジやブラシを使って表面を清掃する

部品を取り外せる場合は分解し、消毒薬に浸け置きするなど、
内部の汚れを取り除く

●追いだき機能付浴槽



管理のポイント

利用者ごとに換水する

ぬめりが生じないよう、洗剤やスポンジを使って清掃する

追いだき配管は洗浄剤等を利用し、定期的に汚れを排出する

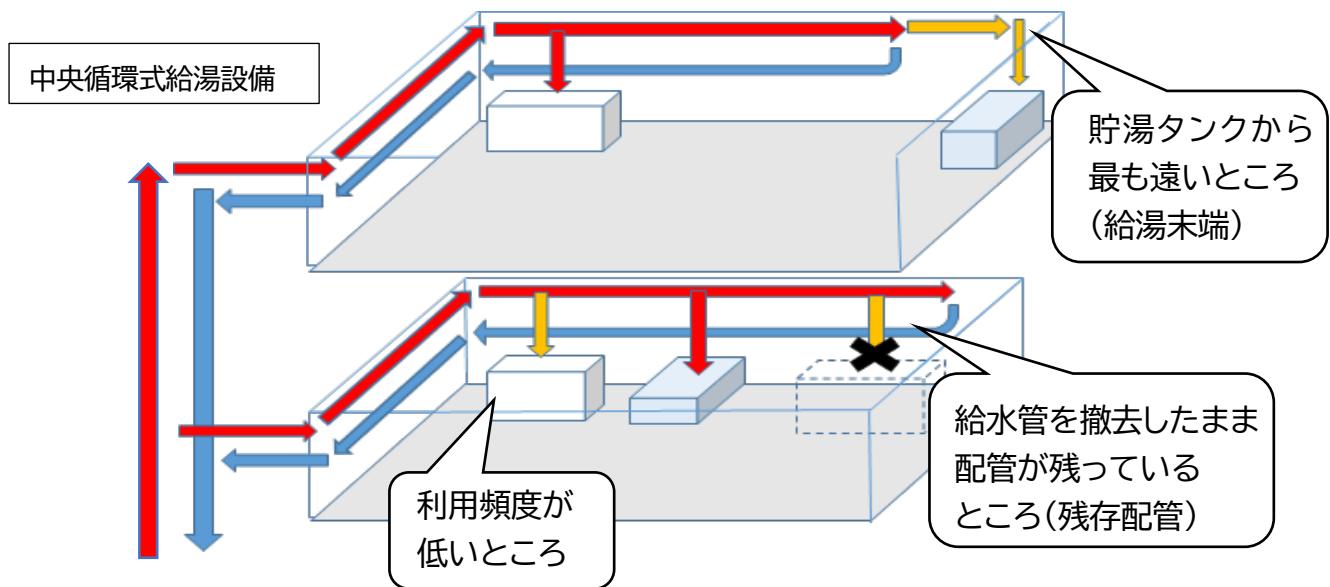
※メーカーの取扱説明書を確認しましょう

(3) 中央循環式給湯設備

給湯・返湯配管を設けて建物全体にお湯を供給する設備のことです。滞留し、お湯の温度が下がった箇所で増殖したレジオネラ属菌が、設備全体に広がるおそれがあります。

| 管理の内容 | 頻度等 |
|-----------------------------|---|
| レジオネラ属菌水質検査 | 年1回以上 |
| ボイラーの点検、分解清掃 | 点検は月1回、 分解清掃(法定検査が必要なもの)は年1回 |
| 貯湯槽の点検、分解清掃 | 点検は月1回、分解清掃は年1回(密閉式を除く) 貯湯槽温度は 60℃以上を維持する |
| 補給(膨張)水槽の換水、清掃 | 月1回程度の換水、年1回程度の清掃(密閉式を除く) |
| シャワーヘッド及び給湯栓の通水、点検、分解清掃及び消毒 | 週1回の通水、6か月に1回の点検、年1回程度の分解清掃及び消毒 給湯栓の水温は 55℃以上を維持する |

| 管理の内容 |
|---|
| 設備全体に湯水が均一に循環するよう、循環ポンプや流量弁の作動状況を定期的に確認する |
| 貯湯槽や配管など湯水が滞留しやすい箇所がないか定期的に検査する |
| 滞留している場合は不要な配管を除去する等の対策を行う |



(4) 冷却塔

空調機と組み合わせることの多い冷却塔は、外部からレジオネラ属菌の汚染を受けやすく、増殖したレジオネラ属菌が周辺に飛散しやすい設備です。国内外を問わず、冷却塔は大規模な集団感染の原因となった事例が発生しています。



| 管理の内容 | 頻度 |
|--|--------------------------|
| 化学的洗浄 | 使用開始前 (使用終了後も実施が望ましい) |
| 清掃及び点検 | 使用期間中の月1回 |
| ①抗レジオネラ用薬剤を使用し、冷却水の菌数を制御する ②冷却水を過度に濃縮させないため、冷却水を適宜強制排水する ③スケール防止、腐食防止及びスライム防止のため、薬剤による水処理を行う | 使用期間中に状況に応じて実施 |
| レジオネラ属菌水質検査 | 使用期間に応じて年2回以上(※) |

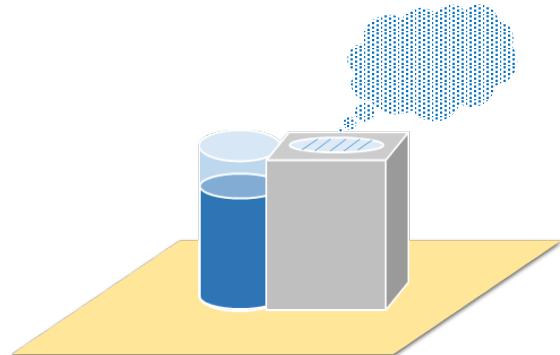
※ 冷却塔の運転期間により水質検査の時期が下表のとおり異なります。

| 冷却塔の運転時期 | 水質検査の時期 |
|----------|--|
| ア 夏期のみ | 1回目:冷却塔運転開始から2~3週間後 2回目:7月~8月の間 3回目以降:菌数の変動を把握できる適切な時期 |
| イ 通年 | 菌数の変動を把握できる適切な時期 (うち1回は7月~8月の間に実施) |

(5) 加湿装置

●ポータブル加湿器

| 管理のポイント |
|-------------------------------|
| 水道水を使用する |
| タンクは毎日換水・清掃し、内部にぬめりが生じないようにする |
| 使わないときは水を抜き、よく乾燥させる |
| メーカーの取組説明書に従って管理する |



※その他、レジオネラ症発生防止のため維持管理が必要な設備については、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱を解説したパンフレット「ストップ!! レジオネラ」をご確認ください。



4 日常管理の記録等

レジオネラ属菌の増殖を防ぐために適切な管理を必要とする設備については、性能や配管系統図、管理責任者などを明確にした管理台帳や日頃の管理方法を明らかにした管理手引書、清掃・消毒の記録票などを備え、計画的に管理することが重要です。横浜市ホームページではこれらの作成様式例を

掲載していますので、施設で利用する設備に合わせ作成し、設備や管理者の変更があった場合は見直しを行いましょう。

5 緊急時の対応

施設の利用者にレジオネラ症が疑われる場合や、設備からレジオネラ属菌が検出された場合には、直ちに所在区の区福祉保健センター生活衛生課へ連絡してください。施設では利用者の健康状況を調査し、設備の利用を中止して清掃・消毒などを行い、再検査を行ってください。また、レジオネラ属菌が増殖した原因を究明し、再発防のため、管理方法の見直しを行ってください。

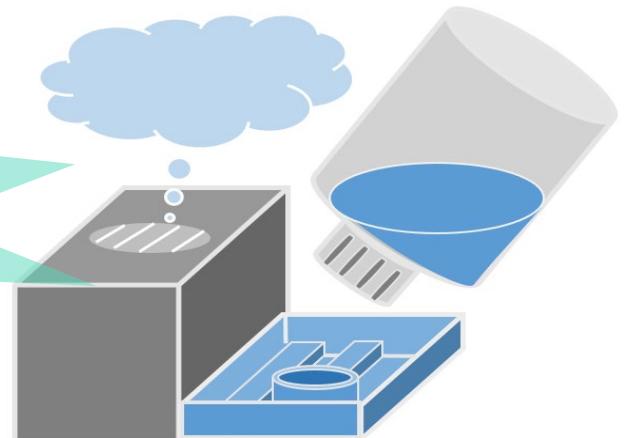
【問い合わせ先】医療局生活衛生課

TEL:045-671-2456

e-mail:ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp



- ・タンクは毎日換水・清掃し、内部にぬめりが生じないようにしましょう
- ・メーカーの取扱説明書に従った管理をしましょう
- ・長期間使用しないときは水を抜き、よく乾燥させましょう
(超音波振動などの加湿器を使用するときには、特に注意して管理しましょう)



家庭で行う

ポータブル加湿器

レジオネラ症発生防止対策



- ・定期的に通水し、長期間お湯がたまらないないようにしましょう
- ・スポンジやブラシを使って表面を清掃しましょう
- ・部品を取り外せる場合は分解し、消毒薬に浸け置きするなど、内部の汚れを取り除きましょう



- ・お湯は毎日換水しましょう
- ・洗剤やスポンジを使って清掃し、ぬめりが生じないようにしましょう
- ・追いだき配管は洗浄剤等を利用し、定期的に汚れを排出しましょう

追いだき機能付浴槽の配管や加湿器のタンク、シャワーヘッドの内部など、お湯や汚れが滞留しやすい場所で増殖したレジオネラ属菌を原因とする感染事例が発生しています。適切な清掃・消毒を行いましょう。

レジオネラ症とは

レジオネラ肺炎

主な症状:高熱、呼吸困難、筋肉痛、吐き気、下痢、意識障害

潜伏期間:2~10日

特徴:急激に重症化することもある

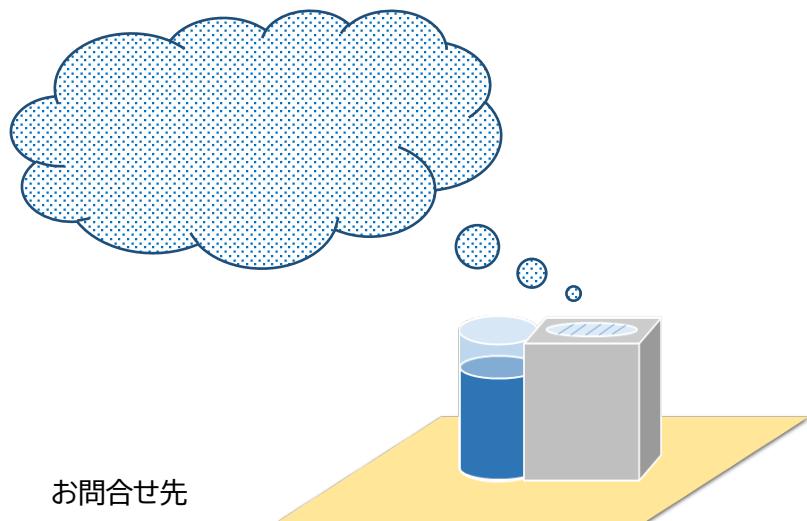
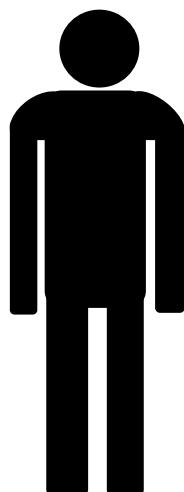
ポンティアック熱

主な症状:発熱、寒気、筋肉痛

潜伏期間:12時間~3日

特徴:一般的に軽症で、数日で治ることもある

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含む水しぶきを吸入することが原因でおこる感染症です。高熱や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ポンティアック熱」に分けられます。レジオネラ属菌はぬめりのある水の中で増殖し、一般的に高齢者や呼吸器疾患をお持ちの方などが感染しやすい傾向があります。ヒトからヒトへの感染はありませんが、**お湯やぬめりがたまる箇所でレジオネラ属菌が増殖し、その水しぶきを吸い込むことでレジオネラ症に感染する**おそれがあります。



お問合せ先

| 福祉保健センター | 電話番号 | 福祉保健センター | 電話番号 | 福祉保健センター | 電話番号 |
|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|
| 鶴見区 | 045-510-1845 | 保土ヶ谷区 | 045-334-6363 | 青葉区 | 045-978-2465 |
| 神奈川区 | 045-411-7143 | 旭区 | 045-954-6168 | 都筑区 | 045-948-2358 |
| 西区 | 045-320-8444 | 磯子区 | 045-750-2452 | 戸塚区 | 045-866-8476 |
| 中区 | 045-224-8339 | 金沢区 | 045-788-7873 | 栄区 | 045-894-6967 |
| 南区 | 045-341-1192 | 港北区 | 045-540-2373 | 泉区 | 045-800-2452 |
| 港南区 | 045-847-8445 | 緑区 | 045-930-2368 | 瀬谷区 | 045-367-5752 |

令和7年1月 発行

作成者 横浜市医療局生活衛生課(横浜市中区本町6-50-10)

電話番号 045-671-2456

FAX 045-641-6074

E-mail : ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

関連 HP : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/legionella/legikatei.html>

